

相談窓口

- ・保険所(011-622-5199)
- ・新型コロナウイルス一般電話相談窓口(011-632-4567)
- ・救急安心センターさっぽろ(#7119 もしくは 011-272-7119)

【本人の対応】

1.感染を疑わせる発熱、風邪等の症状が出た場合

【以下のいずれかに該当する場合は、上記相談窓口にご相談してください】

- ・発熱(37.5 度以上)、風邪のような症状(息苦しさや、だるさ、味覚障害などの症状ある場合など)。
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く。

＜自宅で症状が出た場合＞

- ① 会社に連絡した上で、出勤せず自宅で経過をみてください。
- ② 病院を受診する場合には、かかりつけ医や身近な病院に事前に相談して受診してください。分からない場合は、上記相談窓口にご連絡してください。

＜会社で症状が出た場合＞

- ① 会社に報告し、直ちに帰宅し自宅療養してください。
- ② 上記相談窓口にご連絡し、指示に従ってください。
- ③ 症状があった者が接触した箇所をアルコール等で消毒します。

2.症状が改善するか、受診の結果、出勤が可能と判断された場合

- ① 発熱、風邪の様な症状、倦怠感、息苦しさ等の症状が改善するか、病院を受診した結果、出勤が可能であると判断された場合には、会社に連絡してください。
- ② 病院の判断を含めて、会社が出勤可能か保健所等に相談し判断します。症状等に応じて、一定の自宅待機期間を命じる場合があります。
- ③ 出勤後は、体調の変化に十分注意し、発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等がみられたら、直ちに会社に報告した上で帰宅し、自宅療養してください。

3.感染が確定した場合

【本人の対応】

- ① 診断が確定したら、病院等の指示(入院、ホテル療養、自宅療養等)に従うとともに、すぐに会社に連絡をしてください。
- ② 診断が確定されないが、疑似症状と診断された場合は、病院等の指示に従ってください。この場合もすぐに会社に連絡をしてください。

【他の社員等への対応】

社員の感染が確定した場合は、保健所の職場調査が行われ、発症者と濃厚接触した者を決定します。会社は行動範囲を把握した上で、基本的に保健所の指示に従います。

4. 感染により休業した場合の取り扱いについて

- ① 新型コロナウイルスは指定感染症のため、治るまで就労できません。

- ② 通常の病気による欠勤、または有給休暇と同様に取り扱います。

5. 感染後の職場復帰の目安

- ① 原則、国が定める基準（PCR 検査による陰性確認）を満たした後に退院となります。
- ② 軽症者で、指定宿泊施設もしくは自宅での療養となった場合も、これに準じた取り扱いとなり、保健所の判断によって療養が終わり、就業制限が解除されます。
- ③ 最終的な勤務再開日は、保健所等に確認した上で決定します。治療の経過を踏まえて、一定の経過観察期間（在宅勤務や自宅待機等）を設ける場合があります。

6. 濃厚接触者となった場合

【職場で濃厚接触者となった場合や、自分が行った場所で感染者が出た場合など】

- ① テレビ・新聞などのニュース等でわかった場合は、すぐに会社に連絡するとともに、他人との接触を避けてください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。
- ② 上記相談窓口へ連絡し、その指示を会社に連絡してください。会社は保健所等と相談し自宅待機を命じることがあります。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

〔同居家族等の場合〕

1.同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者のいる場合、すぐに会社に連絡し、上記相談窓口へ相談してください。
- ② 保健所等の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ 本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での出勤を認めますが、本人に風邪様症状が出現した時点で出勤を取りやめ、会社に連絡してください。

2.同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者でいる場合、すぐに会社に連絡し、新型コロナウイルス上記相談窓口へ相談してください。
- ② 保健所等からの指示を会社に連絡してください。会社は保健所等と相談し自宅待機を命じることがあります。

3.同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に風邪様症状、発熱、倦怠感、息苦しさ等が出たら、マスクを着用した上で出勤し、会社にその旨を伝えてください。自宅でも感染予防措置（マスク、手洗い）を必ずしてください。
- ② 同居家族等の症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、会社にその旨を伝えてください。

4.同居家族等の感染が確定した場合

- ① すぐに会社に連絡するとともに、他人との接触を避けてください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。会社は保健所等に相談の上、自宅待機を命じることがあります。
- ② 上記相談窓口へ連絡し、指示に従ってください。またその指示事項を会社に伝えてください。